



令和6年12月版

転出

＜転出届に必要なもの＞

（本人または同世帯の方が届け出る場合）

- ◇窓口に来られる方の本人確認書類
（マイナンバーカード、運転免許証、
パスポート等）

（代理人が届け出る場合）

- ◇窓口に来られる方の本人確認書類
（マイナンバーカード、運転免許証、
パスポート等）
- ◇委任状

（外国人の方は上記に加えて）

- ◇在留カードまたは特別永住者証明書

※注意事項

- ・新しい住所地にお住まいになる14日前から受付しています。
- ・住所の異動は月～金曜日（祝日を除く）の8時30分から17時15分の間の受け付けとなりますので予めご了承ください。
- ・転出届は郵便での届出も可能です。
- ・令和2年5月25日から、「通知カード」の交付、再交付、記載の変更ができなくなりました。

問い合わせ

大野市役所

福井県大野市天神町 1-1

TEL:0779-66-1111(代表)

□欄にチェックを入れてご使用ください☑

区分	対象	手続き	必要なもの・備考	該当	受付済	受付窓口（担当課）
住民票・マイナンバーカード	印鑑登録をしている方	登録証返納	□印鑑登録証 （大野市を転出すると印鑑登録は自動的に廃印）	☐	☐	市民生活・統計課 ■本庁 ③番窓口 64-4810
	マイナンバーカード、または住民基本台帳カードをお持ちの方	—	大野市での手続きは不要です （転出先では必用です。）	☐	☐	
年金	国民年金に加入している方	—	手続きの必要はありません 納付書は旧住所のものをそのままお使いください	☐	☐	
保険	国民健康保険に加入している方	喪失の届出	□国民健康保険被保険者証／資格確認書	☐	☐	
	後期高齢者医療保険に加入しており、県外に転出される方	負担区分等証明書	□後期高齢者医療被保険者証／資格確認書	☐	☐	
	介護保険に加入している65歳以上の方	介護保険料の還付手続き	□介護保険証 □預金通帳 （市民生活・統計課窓口で手続き可能）	☐	☐	
	要介護認定を受けている方	介護保険受給資格証明書の申請	□介護保険証 □転出証明書	☐	☐	
こども	児童手当を受給している方	受給事由消滅届	こども支援課までお越しください。	☐	☐	こども支援課 ◆結とびあ ①番窓口 64-5140
	子ども医療費を受給している方	受給資格喪失届	□受給資格者証	☐	☐	
	ひとり親家庭等医療費を受給している方			☐	☐	
	児童扶養手当を受給している方	住所変更届	□証書	☐	☐	
	保育所に入所しているお子様がいます	退園手続	※担当課に問い合わせてください	☐	☐	

□欄にチェックを入れてご使用ください☑

区分	対象	手続き	必要なもの・備考	該当	受付済	受付窓口（担当課）
こども	小・中学校に通うお子様がいる方	転校手続き	※担当課にお問い合わせください	☐	☐	教育総務課 ■本庁2階 ②⑤番窓口 64-4827
障がい	障害者医療費助成制度を受けていた方	受給資格喪失届	☐ 受給資格者証	☐	☐	福祉課 ◆結とびあ ①番窓口 64-5142
水道・下水道	上水道、簡易水道、公共下水道の使用を中止する方	上水道、簡易水道、公共下水道の使用休止届	転出手続きの際に申し出てください (市民生活・統計課窓口で手続き可能)	☐	☐	上下水道課 ●下水処理センター 65-7670
	農業集落排水に接続する住居から転出する方	農業集落排水使用料減免申請	手続きは不要です。 施設を休止する場合は担当課までお問い合わせください。	☐	☐	
	上水道、簡易水道、公共下水道、農業集落排水を廃止する方	各廃止手続	※担当課にお問い合わせください	☐	☐	
税	軽自動車、バイク及び原付を所有している方	—	※担当課にお問い合わせください (軽自動車税は4月1日に登録の市区町村で課税)	☐	☐	税務課 ■本庁 ⑤番窓口 64-4811
	住民税（市・県民税）を納付している方		手続きは必要ありません (住民税は毎年1月1日に住所がある市区町村で、前年中の所得に対して課税)	☐	☐	
ペット	犬を飼っている方	—	大野市では手続きの必要はありません (新住所地で大野市の鑑札番号札が必要)	☐	☐	市民生活・統計課 ■本庁 ④番窓口 64-4810
住宅	住宅等が空き家になる方	空き家バンクへの登録 老朽空き家等除却支援事業	※担当課にお問い合わせください	☐	☐	防災防犯課 ■本庁 ②⑥番窓口 64-4800

大野へかえろう

ここは あなたの
もう一つの“ふるさと”

大野市では、一度大野を離れた方々がまた大野に戻ってきやすいよう、さまざまなＵターン助成制度をご用意しています。

なお、ここに記載がある事項の他に要件があるものもございますので、詳しくは担当課までお問合せください。

大野に来て見て移住活動応援補助

内容	移住に向けた住居の下見や就職活動などの現地活動を行うため、県外のＵターン希望者（本市出身者）やＩターン希望者に対して、移動費や宿泊費の一部を助成します。
対象となる方	県外に住む 20 歳から 49 歳までの移住希望者
対象活動	市の移住相談窓口（地域文化課）への相談、不動産会社を通じての物件下見、市内企業への就職活動など
補助金額	現地までの交通費 上限 14,000 円（住所のある都道府県により変動） 市内宿泊費 上限 5,000 円、市内で借りるレンタカー代 上限 10,000 円

Ｕ・Ｉターン移住就職等支援事業（全国型）

内容	県外から大野市に移住し、県内の企業に就職した方に移住支援金を支給します
対象となる方	市内に移住する前の住所が３年以上県外にあった方で、県内で週２０時間以上の無期雇用契約で就業した方（起業要件やテレワーク要件もあり） ※新規卒業者または官公庁、公立学校その他公的機関への就業は対象外です。
補助金額	①市内企業に就業、市内で起業した方 ◆単身 15～30 万円／人 ◆２人以上で移住した世帯 20～35 万円／世帯 ◆18 歳未満の子と一緒に移住した世帯 50～130 万円／世帯 ②市外企業に就業（またはテレワーク就業）、市外で起業した方 ◆単身 5 万円／人 ◆２人以上で移住した世帯 10 万円／世帯 ◆18 歳未満の子と一緒に移住した世帯 25～60 万円／世帯 ※移住した日（転入した日）から３か月以上１年３か月以内に申請が必要です。

担当課：地域文化課 地域振興グループ（0779-64-4834）

大野が恋しくなったら・・・

大野市の移住定住公式 HP「大野へかえろう」をぜひご覧ください。
大野市の移住情報をまとめているほか、これまで大野市が取り組んだ
Ｕターンプロジェクトを発信しています。地元高校生が作成したお店
のポスターや大野らしい風景写真を見ることができます！



公式 HP は QR から

大野へかえろう

検索